

# 最小限国家理念の終焉と福祉国家理念の興隆

橋 本 富 郎

人 文 社 会 教 室  
(1968年9月11日受理)

The Cessation of Minimal States and the Rise of welfare States

Tomiro HASHIMOTO

*Department of Humanities*  
(Received September 11, 1968)

The early liberalists such as Paine maintained the idea of minimal states. With the development of democracy in the 20th century, however, the later liberalists began to think the states were embodying the will of people, and they have gradually lost their watchful eyes on the states. Today liberalists hope the states use their unparalleled powers in order to guarantee not only political liberty but also social and economical liberties; they accept the almighty authority of welfare states!! That is, the early liberalists' idea of minimal states has been transformed into the idea of welfare states, which is the natural consequence both of the deepening of mass democracy and of the decline of liberalism. The liberalists were not conscious of the historical process that democracy was consuming some presuppositions of liberalism, while mass democracy became prevailing. But the conservatives such as Burke foresaw that equalitarianism which is an inherent moment of modern democracy leads logically to the denial of liberty. That's why we, who live in the age of mass democracy, have to think over the true meaning of liberty. We could see two heterogeneous views of liberty; One is described as rationalistic French "Liberty in singular", the other as empirical English "liberties in plural".

「大衆人は国家を見て、国家に感嘆する。そして国家が現にそこにあり、自分の生を保証してくれていることを知っている。……ある国の社会的な生になんらかの困難、軋轢、問題が生じた場合を想定してみたまえ。そのとき大衆人は、国家がそれに対して責任をとり、その巨大にして比類ない手段を用い、直接手を下して解決を図るよう要求することであろう。今日において文明を脅かしている最大の危険はこれ、すなわち生の国有化、あらゆるものへの国家の介入、国家による社会的自発性の吸収である。つまり、人間の運命を究極的に担い、養い、押し進めていくあの歴史的自発性の抹殺である。」  
(オルテガ・イ・ガセット『大衆の反逆』より)

人間的自由でなければならない。もしもわれわれの存在から自由の価値が脱落するならば、もはやわれわれは真に人間たることをやめ、畜群さながらの状態に墮すであろう。

本稿は、こうした問題意識を底流に保ちつつ、近代的自由観の二つの側面に関する政治哲学的考察を試みようとする。その際、18世紀末に明瞭に対峙した政治思潮を代表する思想家、すなわちトマス・ペインとエドモンド・バークという二人の所説を考察することによって問題の解明を図るものである。

18世紀はいわば革命の世紀であり、同時にまた、西欧近代社会の胎動期でもあった。1789年に至ってゆるやかな歴史の流れは急転し、革命の奔流となって19世紀へ注ぎ込む。今や、従来の伝統的な政治的、社会的、文化的諸価値は厳しい歴史の試練にふされ、その真価を問いたされる運命を免れえなかった。また革命の起爆力となった諸理念そのものも、大革命の火焰によって鍛えられてその影響力を増幅し、近代世界の形成に巨大な役割を果すようになる。およそ内政、外交を問わず、近代政治のダイナミックな性格をよりよく理解するためには、18世

## 1. はじめに

今日の政治社会はすぐれて大衆民主主義の様相を呈しており、今やこうした状況において、人間的自由あるいは人権観念の意味内容が改めて真摯な問いに付されねばならない時点に至っている。いうまでもなく、人間が人間として存在するために必要不可欠な価値、それこそが

紀末の革命と反動のイデオロギー的抗争の性質と意味についての分析が必須であろう。

ところでこうした政治イデオロギーの対立は、ペインとバークの思索と行動のうちに集約的に表現されている。両人は、フランス革命を契機として相反する立場を標榜するようになり、変革と伝統、自由と権力、進歩と安定といった諸問題について、尖鋭な対決を行なわなければならないのであった。両人の政治思想のなかには、一方では啓蒙主義およびフランス革命において頂点に達したフランス型自由観、他方ではイギリスに伝統的な市民的自由観が最も鮮明な形で示されているといえよう。より根本的には、その対立は二つの異質の世界観を反映していたのであり、それら二つの世界観は、一方では大陸の合理主義哲学の思惟と生活の様式を、他方ではイギリスの経験主義的思考と生活様式を培った別個の精神的風土に根ざしていたといえるであろう。

イギリス史の全行程を特徴づける経験主義の心性は、具体的事物を介して経験に学び、検証に検証を重ねて前進し、歴史的発達の流れのなかに身を潜め、歴史の内発的な過程のリズムに適合しようとする。他方合理主義の心性は、事物のもとから離れ去って抽象世界の高みへと飛翔し、論理の厳密性と一貫性を追求しつつ歴史必然の法則性を把握し、意図的に歴史の流れを特定の目標へ導こうと努める。

こうした異質の心性によって育まれた自由観もまた顕著な対照を示すことになる。ごく一般的にその支配的傾向性をとらえるならば、フランス型合理主義においては、人間的自由は、人間として持って生まれた万人の生得かつ不可譲の権利としてうけとられた。自由とは、人間のあいだにみられる道徳的資質の差異とは関係なく、すべての人間に許容される抽象的観念なのである。それは<単数形の自由><sup>(1)</sup>として規定され、人間人格の本質を表明しようとする意図をもった概念としてとり扱われるであろう。このような形而上学的、抽象的、超歴史のないわば大文字の自由は、1789年の『人権宣言』のなかに明確に定式づけられている。

かかるフランス的な大文字の自由の宣言文は、イギリス人の経験主義の心性においてはそらそらしい美辞麗句と受けとられた。それは、「実際的な是認と保証とを欠いた抽象的権利であった。そしてそれは、一切の歴史的な保証と是認とを、不合理で不正な特権として破壊してしまう。その結果諸個人を区別できない原子の集合となし、ひいては暴政の餌食に墮さしめる傾向をもっていたのである」<sup>(2)</sup>

他方イギリスに伝統的な市民的自由観は、何らかの形而上学的もしくは普遍的観念から演繹的に導出されたものではなかった。イギリス型自由の権利は、権力者との

闘いの歴史的過程のなかで、時間と環境とが許容するままにひとつずつ順次に獲得され、保存され、次代へと伝達されてきた成果の国民的拡張であった。それは、すぐれて歴史的な諸権利と特権との混合であり、<複数形の諸自由>と表現されるであろう。

こうしたいわば小文字の諸自由が、フランス型合理主義の心性において、非体系的なしらものと考えられたのも何ら不思議ではない。「イギリス人の誇る自由とは、全体としての共同体に損傷を与えつつ、少数者によって享受される特権でしかない。…従ってそれは、人間人格の本質を形成する真の自由とは矛盾するものである。」<sup>(3)</sup>

周知のように、ルソーはイギリスの国家構造を評して、たとえイギリス人たちが自己を自由な市民と自認しようとも、自己の代表を選出するだけの国民は、投票する瞬間だけ自由であるにすぎない奴隷だと論じた。<sup>(4)</sup>しかしながら、ルソーがその際看過したこと、それはイギリス人の自由が長年にわたる慣習に基づいており、コモン・ローと不文の憲法的実践とに根づいていたということにほかならないのである。

上述した二つの異質な自由観は、大革命の日々に鋭い対決をみせることになるであろう。

## 2. 初期自由主義者における自由と人権

ペインは、旧体制を崩壊させつつある激流の真只中へと身を投じ、その渦中で思索した。まずアメリカの独立戦争に際して、イギリス本国からの分離独立を主張し、<sup>(5)</sup>独立宣言にもられた諸原理を明瞭に定式づけたのであった。次いでペインは、熱烈な語調でフランス革命への讃辞を認め<sup>(6)</sup>、後には革命の諸理念を鼓吹するにとどまらず、国民議会の一議員となって、フランス憲法草案の作成に多大の貢献をなしたのであった。つまるところペインの生涯は、自由主義の理念の伝播と革命の大義の成就とに捧げられたといえよう。

ペインは、18世紀を支配した啓蒙的合理主義の明るいオプティミズムを一身に体現していた。18世紀は一方において、科学的な自然研究によって新世界の扉を開きつつあり、他方において、伝統的な諸価値と制度とに対して鋭利な懐疑の刃を向け始めていた。こうした趨勢の主要な原因は、合理主義的な精神、主知主義的な思考に求められるであろう。あらゆる人間は——と啓蒙主義哲学者たちは考えた——創造主によって等しく理性を付与された存在であり、しかもその理性こそは人間性の本質をなすものであるのだ。

さらに啓蒙主義哲学者たちの眼には、一切の社会悪の根源は、人間本性に内在するものではなく、人間の無知と悪しき社会制度とに由来するものと映じた。かれらは明示的に、あるいは暗黙裡に、伝統的なキリスト教説と

道徳の基礎に横たわる原罪の観念を否定した。ペインもまた、すべての人間は生まれつき善良で慈悲深い道徳的傾向を備えていると確信していた。<sup>(7)</sup> 従ってペインが期待を寄せたのは、合理主義的精神に貫かれ、科学的方法に導かれる国民普通教育の実施にほかならなかった。

このようにして原罪思想が否定され、人間理性に絶大な信頼がよせられた結果、人間歴史の限りない進歩への信仰が誕生した。プリーストリーが述べたように、<sup>(8)</sup> 世界がいかなる仕方でも始まったにせよ、その終末は、至福一千年＝輝かしい理性の王国へと一直線に連なっているのである。かかる歴史楽観主義は、楽観的人間観の系であり、その必然的所産であった。人間の自己完成能力と社会の無限な進歩可能性とに立脚し、啓蒙を梃子として編み出された社会改革論は、ペインの親友コンドルセに力強い表現を見出しているのである。<sup>(9)</sup>

かくてペインは世界の啓蒙という使命感に燃え、新大陸アメリカはかれに恰好の舞台を提供した。ペインの眼に映じたアメリカは、「普遍的な改革原理が作業を開始できる唯一の政治世界であり、」<sup>(10)</sup> 過去の暗黒の歴史によって汚されていない、いわば墮罪以前の処女地であった。またフランス革命に際しても、「人間には、世界を新しく開きうる力が備わっている」<sup>(11)</sup> という確信が、ペインをして過去との決然たる訣別を主張させたのも自然であったろう。かれにとって、人類史は単に僭主制と抑圧の歴史であり、従って過去の歴史から、ことに政治の歴史からは、いかなる教訓も学びとるわけにはいかないのだ。歴史感覚や伝統尊重の気風は、およそペインには無縁のものであった。新しい酒は新しい革袋にもられねばならぬ。「ペインは、……政治世界においてもいわゆる白紙状態はありうると信じていた」<sup>(12)</sup> のであった。

ところで民主主義的自由主義者ペインが唱導した自由は、平等と分ち難く結合していた。「自然権は、人間が生存するという理由によって、人間に帰属するものである。」<sup>(13)</sup> 従ってペインの眼に、かかる基本権は本来不可譲なもの、人格の固有の属性をなすものとして映じたのであった。かかる想定をなすならば、そこから論理必然的に、各個人は人間としてその全潜在能力を発展させるために自由な存在でなければならない、という結論に導かれるであろう。さらにペインは、こうした人権および自由が、あらゆる人間のために平等に承認されねばならない、と論じた。なぜならば、「人間はすべて等しく同等の存在である。ゆえに、すべての人間は平等に生まれついでいるのであり、平等な自然権を付与されている」<sup>(14)</sup> からである。まことにペインの思想は、ロックの政治哲学を彷彿させるといえよう。「人間が創造主の御手から生まれ出る瞬間、かれは一体何者であったのか。人間だったのだ。人間こそが、高貴でしかも唯一の称号で

あったのだ。……ここにこそ人権の根源が存するのだ。」<sup>(15)</sup>

かかる自由と平等の天賦人権観は普遍的、先験的な性質を帯び、フランス人権宣言と軌を一にしている。ペインの定式づける大文字の自由は、幾星霜にわたる時の試練に耐えつつ順次獲得されていったイギリス型の小文字の自由の諸権利とは、氷炭相容れぬものであった。

ところでこのような人間的自由のアプローチは、個人主義的世界観の反映にほかならない。ペインによれば、社会の全構成員は、相互に同一の足場に立つ社会的原子であり、社会は、ばらばらに分離した、脈絡のない諸個人が集合した総計にすぎないのである。この社会ノミナリズムに則ってかれはいう、「公共善とは、諸個人の善に対立する言葉ではなく、それら諸個人の善が寄せ集められた総体なのだ。」<sup>(16)</sup>

ペインの個人主義的社会観は、パークのそれとは対極に立つ。後に見るようにパークは、過去・現在・未来の三世代を時の鎖で結び合わせ、その絆をもって市民社会成立の基本的関係とみなした。しかしペインにとっては現在のみが真の実在であり、過去と未来という二つの非実在の間をつなぐ必然的な連鎖関係を認めず、諸世代の連続性および結束性を一切考慮の外においたのであった。

こうした社会観はペインをして、メカニスティックなロック的社会契約説の祖述者たらしめた。しかもペインの社会契約説の力点は、社会の起源というよりむしろ、政府権力の起源を説明することにおかれた。<sup>(17)</sup> 「社会はわれわれの必要から生まれ、政府はわれわれの悪徳から生まれた。……前者は、いかなる状態においても喜ぶべきものであるが、後者は、たとえ最良の状態においても所詮必要悪にすぎない。」<sup>(18)</sup> ペインが念頭に描いた社会とは、互いに独立した自由な諸個人が、分業および相互の安全保証という利益を図るために、自発的に形成するものであった。ペインは、伝統的な意味での自然状態から、政府をもたない自然社会への移行をきわめて自然な過程とみなした。なぜならば、社会の援助なくしては、いかなる人間といえども自らの欲求を満たしえないからである。しかし自然発生的な初期社会も、各個人に固有な自由と人権とが他人の行動によって損われる可能性とともに、やがて政府の段階へと進むであろう。つまりペインは、政治社会の必然性を、自らの自然権を維持する力が個人に欠如しているという事実に戻したのであった。

次いでペインは、契約説に依拠しながら、唯一の合法的政府形態を規定する。それは、既に社会を形成して共存生活を営む人々が政府権力の樹立を約定し、一般的な共通の規則に服することに同意した場合に発生すべき政府でなければならない。

ところでペインは、「どんなものでも単純であればあるほど間違ふことは少く、また間違つたときには修理しやすいという原理」<sup>(19)</sup>に則つて、イギリスの混合政体——王、上院、下院——を非難する。世襲君主制および貴族制は、本来平等であるべき人間のあいだに人為的な差別を設定することによって、人間の尊厳を貶すものなのだ。ペインは、イギリスの国家構造を目して、健全な共和政治の要素＝下院が、君主および貴族の圧制によって無効にされている混合政体とみた。さらにパークが理想視した混合政体にあつては、どの部分に明確な責任を帰すべきかという問題が、きわめて不明瞭にならざるをえないであろう。

こうしてペインの診断は、パークのそれとは正反対に、混合政体によって市民的自由を護持する可能性を認めず、むしろイギリスの社会的弊害の一切をこうした複雑な統治構造自体のうちにみた。人民の自由を確保するのは、単純簡明な政体、つまり人民の声を真に代表する下院に全権を委ねる方途でなければならぬ、というのである。ペインは、18世紀末に「民主主義」という語を肯定的な意味で使用し、その政治的長所を高く評価した、少数の例外的人物であった。<sup>(20)</sup>

ペインはあらゆる政体の起源を考察し、征服に基づく有害無用の世襲制と、同意に基づく理性に適つた代議制とに還元した。さらにペインは古代の政治史を概観した後、アテネの代議制を伴わない民主主義を単純民主主義と呼んで賞讃する。しかし古代の民主主義は代議制を欠如していた結果、君主制に墮しあるいは過去の圧制へと逆行していった。そこでペインは、選出された代表を通じて機能する共和主義的国家構造を、最良の政治形態であると断ずる。

共和政体とは、レス・プブリカつまり公共の事物を活動の対象とし、公共の利益を図ることを目的とする政体にほかならない。すなわち、「共和政体が大きくなりえないのは原理のゆえではなくて、共和政体は単純民主主義の形態のもとでは大きくなりえない」<sup>(21)</sup>のだ。従つて、「民主主義の上に代議制を接木することによって、あらゆる多様な利害を包括し、どのような程度の版図と人口でも結合することができる政治体制に到達するのである」<sup>(22)</sup>そしてペインは、アメリカの独立宣言のうちに、こうした民主主義的綱領の誕生を認めたのである。

以上述べたように、ペインの自由主義的教説は、人民の自発的な社会的行動に対する楽天的な信頼に依存していた。つまり、本来理性的で社交的な人間たちが社会を形成する以上、政府権力の必要性は最小限にとまらざるであらう。従つてペインの如き初期自由主義者にとって、大衆民主主義の進化の過程で登場する福祉国家は、人間

の自発的な社会的行動の領域を侵食する途方もないものであった。他方ペインは、自由主義的な諸価値が民主主義によって最もよく保障されるものとみなしていた。かれは、自由の価値と平等の価値とが矛盾するにいたるとは到底予想もできなかったし、またほかならぬデモス自身の経済的欲望が、人間的自由の聖域を食いつぶす可能性があると想像もできなかったのである。

ペインの急進的改革の目的は、人類歴史の進歩の途上に横たわる旧体制を一掃することにあつた。ひとたびかかる過去の遺制が打破され、その廢墟の上に真に人民の声を代表する代議制民主主義が樹立されるならば、それが人民の権利と市民的自由とを保障し、封建的殘滓をもたないアメリカに新天地が開かれ、呪われた過去と絶縁した革命フランスの土壤に完全無欠な自由の花が美しく開くであろうことは、殆ど自明の理であると期待していたのである。

### 3. 保守主義者における自由と人権

前述したイギリス型自由観の知的伝統は、近代保守主義の父祖パークの政治哲学において、最もすぐれたイギリス的英智の表現を見出した。

パークは、人間は原罪の烙印を背負った宗教的動物であり、神の摂理が社会の現存秩序を統べていると確信していた。従つて悪徳は社会制度に起因するのではなく、まさに人間の本性それ自体のうちに潜むのである。さらにパークは、人間がただ理性のみによって動くだけでなく、理性の光のさしこまない深部に淀む不変の情念もしくは欲望によって、非合理的な行動へと駆りたてられる存在であると認めた。他方パークは、自然感情を重視した。一切の人間の事項において、主知主義的なむきだしの知性のみ頼るならば、それは真に人間的な世界を構築するゆえんとはならないのだ。

こうした悲観的人間観は、前述の歴史楽観主義に対して懐疑の目を向ける。「歴史の大部分は、高慢、野心、貪欲、情欲、煽動、偽善、無制御の熱情、および無秩序な一連の欲望によってこの世にもたらされた悲惨から構成されているのです。」<sup>(23)</sup>

既にフランス革命以前、パークの自由観は明確に定式づけられていた。「ありうべき唯一の自由とは、秩序および美德なくしては全く存在しえないものなのです。」<sup>(24)</sup>つまりパークは信義誠実、美德、正義、秩序といったもの、換言すれば、市民社会のメンバーを互いに密接に結び合わせる接着剤、から捨象された裸の自由を嫌悪した。自然権の抽象的思弁によって構築された個人主義的自由観の体系は、パークによると、共同体の構成員の間に空隙を生み、かれらをいわばばらばらの原子に化してしまふであろう。

大革命の業火に直面して、パークはイギリス国民が依拠すべき自由の神髄を明らかにしようとする。「私は、人間らしい、道徳的な、規律ある自由を愛します。」<sup>(25)</sup> フランス国民議会によって布告された自由とは、悪徳と混乱を生む恣意にはかならない。パークにとって真の自由とは、生のままの、利己的個人にだけ許される無制約な自由ではなく、《社会的自由》でなければならないのだ。かれは、市民社会における人間の情念の発露に然るべき道徳的抑制を加える必要の認識が、人間的英智に根ざしていると認めている——「社会は……諸個人の場合と同様に集団の場合にさえも……かれらの意志が制御され、かれらの情念が抑制をうけるべきことを命じるのです。こうしたことは、かれら自身から由来する力によってしかなされません。……この意味において、人間に課せられる幾多の抑制は、人間の諸自由と同じように、人間の諸権利のなかに数え入れられなければなりません。」<sup>(26)</sup>

抑制もまた権利であるというまさにこの意味において、パーク的自由は、規律ある自由ないし規整された自由と理解されねばならない。換言すれば、市民的自由の究極的基礎は、人間のもつ道徳的能力自体にあるというのである。「人間は社会によって形姿を与えられ、条件づけられ、道徳的人格を付与される<sup>(27)</sup>。」パークにとってこのような人間と市民社会との関係は、社会契約といった理論的仮設に基づくものではなく、いわば道徳的必然性を帯びてたち現われるのである。

他方パークの説く自由は、「複数形の諸自由」観と結びつく。それは、歴史の風雪に耐えた社会的慣習や慣行によって確保された自由の諸権利であった。パークはこうした自由観を、ペインが美辞麗句によって飾った形而上学的、超歴史的な「大文字の自由」に対比させ、後者の不安定さを鋭く摘発したのである。あらゆる人間の事項を考察する際、「孤立した裸の形而上学的抽象」のなかで評価するやり方は、パークの経験主義的心性にとって無縁であった。現実の諸条件と歴史的、具体的状況の文脈のなかでの判断こそが有効であろう。

ところでパークは、自国の伝統の意味を闡明しつつ、「複数形の諸自由」の歴史的―貫性を保証する方途として、継承の原理を定式づける。「《マグナ・カルタ》から《権利宣言》にいたるまで、……われわれの諸自由を、祖先からわれわれに引き継がれ、さらに子孫へと伝えられていくいわば限嗣相続財産として要求することが、イギリス国家構造の一定不変の方針だったので。」<sup>(28)</sup>

イギリス人の諸自由のいずれもが、臣民の古来の歴史的具体的権利として承認されてきたものであり、尊敬すべき祖先たちは、かれら以前の祖先の先例と慣行とへ遡ることによって、揺るぎない自由の系譜を証明してき

た——パークはこのようにみたのである。

パークによれば、人間がその知的水準、身体的条件、経済的環境等において不平等な起源をもつ存在であるのは、自然の意志による。種々様々な諸階級や身分、諸集団から構成される多元的な市民社会の成員もまた、社会契約論者が仮定するような、一様均等な原子的個人ではないのだ。

しかしながら、「フランスの錬金術士的な立法者たちは、あらゆる種類の市民たちを寄せ集めて、ひとつの等質的な大衆に組み入れようと企てました。」<sup>(29)</sup>——これこそが、パークの眼に映じた、革命フランスの新しい平等主義的諸原理の実相であった。民主主義的な平等主義の原理の本質は、もともと異質なものを等質なものとし、あるいは傑出した特性の輝きを平凡なヴェールで曇らせてしまい、あるいはまた卓越した優越者を凡庸な地平にまでひきずりおろしてしまふ、水平化の衝動にはかならないのだ。「水平化を企てる平等主義者たちは、たんに事物の自然な秩序を変更し、かつ歪曲しようとするにすぎないのです。かれらは、構造が堅固であるために地上に置かれねばならないものを空中に押し上げる結果、社会という大建築物の上方を重くしてしまうのです。」<sup>(30)</sup> 人間生来の不平等性は自然の理法であるのみならず、人間社会の発達にとって貴重な個性の多様性と、それから由来する活力とを生み出すという積極的な機能をさえ演じているのだ。従ってパークの鋭い批判の鋒先は、水平化的圧力によって惹起されるべき、幾何学的、抽象的平等と社会条件の死せる一様性とに向けられていたといえるであろう。

このようにパークは比類ない洞察力をもって、やがてフランス革命の舞台劇に登場する軍事独裁を予言し、ひいては早くも18世紀に、今日の全体主義的権力を育成する大衆社会的基盤を看破していたのである。

さて、近代保守主義の政治哲学がパークにならって承認する究極的な平等とは、神の前における万人の根本的平等＝道徳的平等である。すなわち平等に善行をなしうることにこそ、人類がもつ真の道徳的平等が存在しているといえよう。

しかし一批評家が論評するように、「社会的、政治的平等は真の人権の範疇に属するものではない、とパークは宣言した。……階級制と貴族制こそが、人間生活の自然で根源的な枠組なのである。」<sup>(31)</sup> パークは、社会を構成するふたつの要素として、選ばれた少数者とその残滓とを対置した。さらにまたかれにとっては、およそ政治社会がいかなる体制をとろうとも、支配する者と支配される者、指導する者と指導される者とが分立することも自明であった。万人が等しく権力の座に接近しようという状況は、あるべからざるユートピアなのだ。なぜなら、「社会において、ある一定量の権力は、ある人々の手中

に、ある名称のもとに、つねに存在しなければならないのです。」<sup>(32)</sup>

こうした統治者集団を構成するのは、たんに生まれつきの「称号貴族」だけではなく、生来の豊かな才能によって権力を行使し、指導権を握ることができる「自然の貴族」こそが、その中核体でなければならないであろう。

パークが描く政治社会の構造——選良としての貴族と残余の大衆との対置——は、かれの人間不平等観の論理必然的な帰結であった。しかし大陸に目を転ずるや、革命の焔に身を焦がすデモスの狂騒が見えた。「市民的建築様式にとって優美な裝飾物」であるべき貴族は、人間生来の無差別的平等を奉じるデマゴークの手によって、無残にもひき裂かれてしまう。その結果、凡庸性の支配がうちたてられるであろう。貴族を含めて一切の階級区分を破壊し、社会の水平化を押し進める企図は、混乱と無秩序へと導くにすぎないのだ。カークが言うように、「もしも人々が、人間のあいだにある自然の差異を破壊するならば、やがてボナパルトがその間隙を埋めることになる。」<sup>(33)</sup> であろう。

パークは、ペインが信じたように、社会の起源が人間の自発的な行為や意識的な設立企図にあるとは考えなかつた。「国家は、一切の科学の、芸術の、美徳の合同事業なのです。それは、現に生存している人々と、既になくなった人々と、将来この世に生をうけるであろう人々との間の合同事業です。」<sup>(34)</sup> かれにとっては、社会は自然な歴史的成長を遂げる一種の有機体なのである。社会の生命の根源は、家庭や教会、その他多くの多元的、異質的な各種の自生的諸集団のなかに見出されねばならない。

そうした社会にしっかりと組み込まれた人間は、いわば第一次的な絆によって帰属感と一体感を得、安定した社会生活の基盤を見出すのである。「社会は、……たんに功利的な便宜の所産では決してない。それは、内的必然性によって凝集している精神的共同体なのである。」<sup>(35)</sup> 社会は、一世代の手でばらばらに解体され、次いで直ちに新しく再構成できるような、人為的操作の対象ではないのだ——パークには、人間社会の歴史的持続性に対する深い尊敬の念があったのである。

かかる人間の生の継続性と社会の歴史的一貫性を維持させるのは、先入観であるとパークは説く。それは、幾歳月にもわたる歴史の試練に耐えぬいた諸制度、諸慣行のなかに横たわる、一朝一夕にしては獲得しえない潜在的な社会的経験知なのである。たとえある種の先入観が非合理的な慣行や制度に浸透しているとしても、それに従うことによって生の心理的保証が確保され、ひいては社会秩序および国家構造の安定に資することができるならば、非合理的な先入観は合理的な機能を果す結果となる

であろう。

しかるに——とパークはフランス革命をこう断罪する——破壊の情念に駆られた革命家たちは、あらゆる先入観を「理性」の名において蹂躪しているのだ。人民は、羅針盤を失った船同様に、なすすべを持たずに漂うことになろう。およそありうべき変革のなかでも最も恐るべきものは、「感情・風習・道徳的見解における革命」だったのである。

パークは、抽象的人間の自然権と、市民社会に住まう人間に憲法が保障する実定法上の権利とを峻別し、後者の価値を優先させた。こうした権利の正当性の根拠を、パークは取得時効プリスクリプションの理論に求めた。すなわち長年の歴史的風雪に耐えて有効性を確保された権利こそが、取得時効による権利なのである。かかる権利は、祖先から継承した世襲財産であり、「権利は時間の函数」<sup>(36)</sup> として表現されるであろう。

パークは、いかなる形式のものであれ、権力の無制限な発動は人間的自由に重大な脅威を及ぼすものとして断固反対し、権力均衡のとれたイギリス型立憲国家を可能にする混合政体を、伝統的な市民的自由を維持する上で最も理想の統治形態であるとみた。なぜならば社会・国家は、種々の諸条件と環境によって規定された異質的かつ多元的な階層、集団、自治体から構成されており、そうした生きた有機体のなかに組入れられたときにはじめて、人間的生の多様な基盤は保持され、従ってまた自由も息づくことができようからである。社会の多元的な階級秩序を存続させ、それらに自治的な機能を営ませることは、ひいては中央集権的権力の擡頭を防止し、過度の専制主義の出現に対する強力な防壁を築くことになるのである。これに反して、単純な権力の配置と方向をもつ統治構造は、複雑な人間本性や人間的事項の性質に適するはずがなく、権力の分割・均衡を掘り崩すことによって、権力の中央集中化を不可避にしてしまうであろう。

ところでヨーロッパを震撼させたジャコバニストたちは、「平等」の名において社会構成の水平化を強行し、一切の自然な差異や多様性を消滅させ、全市民を等質なばら銭さながらの原子的個人の群れへと落しめてしまった——パークはこう断じた。そこでは貴族という「洗練されたコリント式柱頭」は粉碎され、その廃墟の上に、一様な原子と化した群衆の住まう賤が屋が所狭しと建ち並んでいるのだ。

このような状況のなかでは、もはや個性の多様な発現も、その尊重も、いわんや人間的自由の実現も期待することはできない。匿名の群衆が自らを国家と僭称しているのだ。「民衆の権力が絶対に無制約な場合には、国王の権力がそうである場合よりも、人民はかれら自身の権

力に一層絶大な自負の念をもつのです。……それゆえに完全な民主主義は、この世において最も恥知らずで、最も恥知らずのものであるから、それはまた最も大胆なものなのです。」<sup>(37)</sup>

こうした大衆の政治支配に必然的に伴う凡庸性の支配がうちたてられるとき、その圧力は想像を絶するものとなる。「民主主義的水平化原理」を極端に強行する結果は、おしなべて灰色の大衆が野放図に権力をふるう「純粋民主主義の暴政」にほかならないのである。

「民主主義においては、……強力な部分が支配権をふるうときにはいつでも、市民の多数派は少数派に対して最も残酷な抑圧を行使しうるのである。その場合の抑圧は、ただひとつの王笏の支配の場合よりも、はるかに数多くの人々に対して、またずっと狂暴な仕方で行なわれることであろう。残酷な君主のもとでは、個々の被害者は、その傷の苦痛を和らげてくれる人類の同情という薬を得ずし、受難を甘受したかれらの高邁な節操を励ましてくれる人民の称賛を受けず。しかし多数者のもとで迫害に曝される人々は、一切の外部からの慰安を奪い去られてしまうのです。かれらは人類から見捨てられ、全人類の共謀に打ち負かされたように見えるのです。」<sup>(38)</sup>

このようにパークは、民主主義が、もしも人間的自由の価値に正当な理解をもたないとき、近代民主主義に内在する平等主義の論理必然的な帰結に従って、容易に抑圧の平等に墮する危険性を、はっきりと洞察していたのであった。

#### 4. むすび

上述したようにペインとパークは、「大文字の自由」と「小文字の自由」、普遍的原理と歴史的伝統、革命的自然権と取得時効による伝統的な権利、人民主権に基づく代議政体と権力の分割・均衡に則った混合政体、平等と自由、等々について鋭い対決をみせたが、その意味が全幅において明らかになるためには、大衆民主主義が擡頭する今世紀まで待たねばならなかった。

ところでパークは、現存制度のなかに「潜在的な社会的経験知」を看取り、保守しようとする。しかしそうしたかれの価値観が、いわば一種の価値のアンサーキー、あるいは歴史的相対主義へと陥る危険を看過してはならない。すなわちかれの価値観は、追求すべき政治的理想の究極的な価値の源泉を説明することができないかもしれない。なぜなら政治理性が志向する諸価値の是非を判断する場合、われわれは普遍的規準によって評価するよりどころをもつ必要が認められねばならないであろうからである。

これに対してペインが唱導する革命的自然権は、特権的重圧のもとにあえいできた同時代人の如実な要求を、

その究極的な意味にまで還元し、それを普遍的な価値規準そのものに転化させることができたといえよう。

デ・ルジエーロが指摘するように、「≪単数形の自由≫」は形式的概念として、「≪複数形の諸自由≫」が特権および独占に墮落するのを阻止するために必要である。前者は後者をもう一度その源泉に結びつけ、両者を共に人間人格のなかで絶えず更生させる。前者は後者の相互結合を明らかにし、……あらゆる歴史的権原の原初的・恒常的起源を確信させる。」<sup>(39)</sup> 大文字の自由の理念が果す役割は、この意味において積極的に評価されねばならないのである。

とはいえそれと同時に、大文字の自由はつねに小文字の諸自由によって裏打ちされる必要がある。なぜならば、もしも前者を狂信するあまり、後者がよって立つ歴史的基盤を破壊してしまうならば、それは「角を矯めて牛を殺す」結果となるであろうからである。「(複数形の) 諸自由は、(単数形の) 自由——もしもそれが抽象的定式に霧消すべきでないならば——に必要不可欠である。……諸自由の経験は、たとえそれがたんなる特権であるにせよ、暴政の水平化作用に果敢な抵抗をなしうる特定の歴史的環境を整える。」<sup>(40)</sup>

このように見てくれば、われわれが現代的状況において真の人間の自由の価値を保持するためには、近代的自由観のふたつの側面をつねに考慮しつつ、その綜合を図る作業に取り組まねばならないであろう。

最後に、ペインの民主主義的自由主義に対するパークの保守主義の批判が含蓄するより重要な現代的意義は、次の点にある。

ペインの如き初期自由主義者の眼には、既存の国家とは非民主的な権力機構を意味していた。しかしながら今世紀に入った後、民主主義勢力の擡頭と並行して、国家がまがりなりにも人民の意志を表現するようになったとき、後期自由主義者は、初期自由主義者を特徴づけた国家権力に対するあの警戒的な眼差を失っていった。今日、自由主義者の大半は、国家がその力を使用して、たんなる法の下での自由のみならず、社会経済的自由をも保証するよう求めるに至っている。「自由主義者は明言はしなかったものの、しかし時とともに新しい権威、すなわち全能な福祉国家の権威を容認するようになったのである。」<sup>(41)</sup> つまり、最小限国家という初期自由主義の理念は、民主主義の拡大強化に伴って、今やその対立物——国家統制的福祉国家の理念へと転化した。

こうした歴史的過程のなかで、民主主義が自由主義の諸前提を喰いつぶしてしまったのである。自由主義者は、こうした自由主義の終熄過程の内的弁証法を自覚しなかった。かれらのイデオロギーにおいては、自由主義と民主主義とは歴史的にも論理的にもひとつに組み合わせ

されて、両理念間の内的緊張は殆ど意識にのぼることはなかったのである。(42)

さてパーク的保守主義は、まさにこうした自由主義の問題性に鋭い光を照射する。パークは、自由を喰いつぶす形で進行した民主主義——国家統制的福祉社会の権力状況をいち早く摘発した思想家であった。さらにかれば、終始一貫して民主主義を疑心暗鬼の目で眺めた。なぜならかれにとって民主主義とは、前述した「水平化の傾向」を内蔵しており、こうした平等主義は、論理必然的に自由の否定へと導かざるをえないからである。

もしも冒頭に掲げたオルテガ・イ・ガセットの診断が正しいならば、われわれは、ペインの明るい未来展望よりも、パークの陰うつな歴史悲観主義の方に、人間の問題を考察するよすがをより多く見出すことができるといわねばならない。

- 1) G. de Ruggiero, *The History of European Liberalism*, trans. by R. G. Collingwood, Beacon Press, Boston, 1959, pp.347-8 (なお ≪複数形の諸自由≫もまた、かれの用語である。)
- 2) *Ibid.*, P.348.
- 3) *Ibid.*, P.348.
- 4) J・J・ルソー『社会契約論』桑原武夫・前川貞次郎訳 岩波文庫 132頁。
- 5) Sir L. Stephen, *History of English Thought in the 18th Century*. Vol. II, New York, 1962, P. 221.
- 6) Cf. R. R. Fennessy, *Burke, Paine and the Rights of Man*, Hague, 1963, P.103.
- 7) N. Sykes, Thomas Paine. in "Social and Political Ideas of Some Representative Thinkers of the Revolutionary Era", ed. by F. J. C. Hearnshaw, New York, 1950, P.102.
- 8) Sir L. Stephen, *op. cit.* P.217.
- 9) コンドルセ『人間精神進歩の歴史』前川貞次郎訳、角川文庫、224頁および252頁参照。
- 10) T. Paine, "Rights of Man", *The Writings of Thomas Paine*, ed. by M. Conway, vol. II, 1894, p. 402.
- 11) T. Paine, "Common Sense", *The Writings*, vol. I, P.118.
- 12) N. Sykes, *op. cit.*, P.116.
- 13) T. Paine, "Rights of Man" P.306.
- 14) *Ibid.*, PP.304-305.
- 15) *Ibid.*, P.303.
- 16) *Ibid.*, P.137.
- 17) R. R. Fennessy, *op. cit.*, P.24.
- 18) T. Paine, "Common Sense" P.69.
- 19) *Ibid.*, pp.71-72.
- 20) Cf. R. R. Palmar, *The Age of the Democratic Revolution — the Challenge*, Princeton, 1959, P.19.
- 21) T. Paine, "Rights of Man", P.442.
- 22) *Ibid.*, pp.423-424.
- 23) E. Burke, "Reflections on the Revolution in France," *The Works of the Right Honourable Edmund Burke*, new ed., Vol. V, London, 1815, P.174.
- 24) E. Burke, "An Appeal from the the New to the old Whigs," *The Works* vol. VI, PP.118-119.
- 25) E. Burke, "Reflections", P.35.
- 26) E. Burke, *Ibid.*, P.123.
- 27) A. Cobban, *Edmund Burke and the Revolt against the 18th Century*, London, 2nd. ed., 1960, P.52.
- 28) E. Burke, "Reflections", PP.77-78.
- 29) *Ibid.*, P.352
- 30) *Ibid.*, P.104
- 31) R. Kirk, *The Conservative Mind*, Chicago, 1953, P.51.
- 32) E. Burke, "Reflections", P.259.
- 33) R. Kirk, *op. cit.*, P.8.
- 34) E. Burke, "Reflections" PP.183-184.
- 35) A. Cobban, *op. cit.*, P.249.
- 36) S. P. Huntington, *Conservatism as an Ideology*, in "Political Thought since World War II", ed. by W. J. Stankiewicz, 1964, P. 358.
- 37) E. Burke, "Reflections" PP.178-179
- 38) *Ibid.* PP.231-232.
- 39) G. de Ruggiero, *op. cit.*, PP.348-349.
- 40) *Ibid.*, P.349.
- 41) R. Kirk, *Prescription, Authority and Ordered Freedom*, "What is Conservatism?" ed. by J. P. Meyer, New York-Chicago-San Fransisco, 1964, P.25.
- 42) 勝田吉太郎『保守主義の政治哲学における自由と民主主義』(法学論叢82巻1・2合併号所収)参照。